

# 「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

社会保険料の負担がない被扶養者の方について、一定以上の収入となった場合に、社会保険料負担の発生等による手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応が急務となっています。

このため、当面の対応として、厚生労働省より 130 万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」（下枠参照）が決定され、令和 5 年 10 月 20 日付けで適用されました。

つきましては、当組合の被扶養者認定及び被扶養者資格確認調査の際の収入の取扱いについても、同様の取扱いとしますのでお知らせします。詳しくは厚生労働省の「[事業主の証明による被扶養者認定 Q&A](#)」をご確認ください。

クリック・タップできます

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」（一部抜粋）

### ◎130 万円の壁への対応

#### ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

・被用者保険の被扶養者の認定に当たっては、認定対象者の年間収入が 130 万円未満であること等が要件とされているが、一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが 130 万円以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとしている。

・被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与証明書、雇用契約書等を確認することとしているところ、一時的な収入の増加がある場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な認定を可能とする。

※ 一時的な収入変動に該当し扶養認定申請を行う場合は、通常の申請書類に加え、「[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)」を提出してください。

クリック・タップできます

※ 「130 万円の壁への対応」以外にかかる当組合の認定事務取扱については、変更ありません。